

## Ⅱ．基金の概要

### 1. 基金の分類と特徴

基金とは、特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために、自治体が条例の定めに基づいて任意に設置した資金又は財産である。基金は任意に設置できるが、特定の目的が必要とされる。基金については、地方自治法第241条において以下のとおり定められている。

#### (基金)

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び确实かつ効率的に運用しなければならない。

3 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

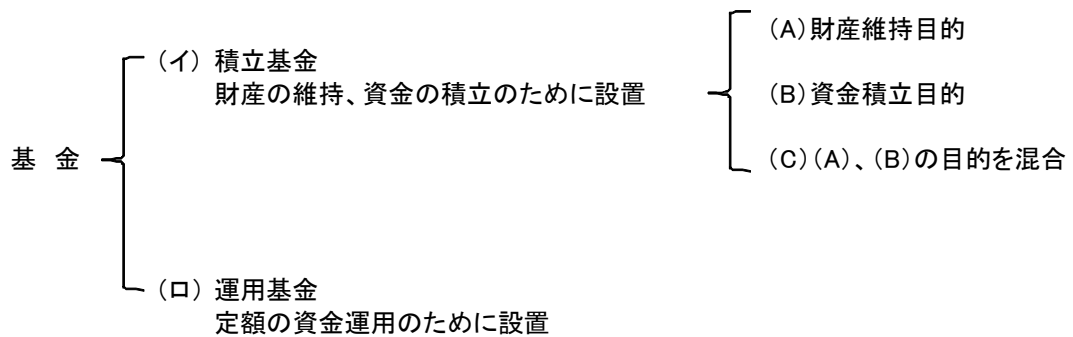
7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

基金は以下の図のように分類される。まず、財産の維持及び必要資金の積立てのために設置される積立基金と、定額の資金運用のために設置される運用基金の2つに分けられる。

積立基金はさらに、特定の目的事業の財源として支出するための財産の維持を目的とするもの、運用益を財源に充当するための資金の積立てを目的とするもの、その両者を併せて1つの基金としたものに分けることができる。

運用基金は、当該基金の資金をもって特定の目的事業のための資金の貸付け、財産等の一時取得などを実施するために設置される基金である。



## 2. 基金の管理及び処分手続

### (1) 基金の管理

基金は条例で定める特定の目的に応じて、確実かつ効率的に運用しなければならないこととされている（地方自治法第 241 条第 2 項）。また、基金は、基金に属する財産の種類に応じて、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例により管理することとされている（地方自治法第 241 条第 7 項）。

以上の地方自治法の定めに基づいて、県では福島県財務規則において基金管理権者の事務手続が定められている。県ではこれらの定めに基づいて、基金台帳（第 103 号様式）、基金現況報告書（第 104 号様式）、基金運用状況調書（第 105 号様式）などの帳票を作成し、基金の実態を明らかにしておかなければならない。

一方、基金の出納に関しては、会計管理者が基金管理権者からの収入通知又は支出命令に基づいて、収入は収入手続の例により収納し、支出は支出手続の例に従って支出負担行為の確認、支出命令の審査等を行った上で支払を行うこととなる。

### (2) 基金の処分

基金は特定の目的のために設置されるものであり、当該目的の遂行のため以外には処分（取崩し）できない。基金の処分は一部の処分と全部の処分があり、全部の処分は基金の廃止となるため、条例を廃止して処分することになる。

基金の設置目的のために保有する現金を処分して使用する場合は、歳入歳出予算に計上して使用することになる。ただし、運用基金の現金を基金の事業目的に運用する場合は、予算計上の手続は不要である。

また、定額の資金運用のために設置される運用基金については、会計年度ごとに運用状況を示す書類を作成して、監査委員の審査を受けた上でその意見を付して、決算の認定に関する書類とともに議会に提出しなければならないとされている（地方自治法第 241 条第 5 項）。

### 3. 福島県が設置している基金の現況

#### (1) 過去の残高推移（全基金）

平成 18 年度から 19 年度にかけて県の基金残高は減少したが、平成 20 年 9 月の金融危機後の不況に係る雇用対策を目的とした基金の創設などにより、平成 20 年度末には 1,000 億円を超えた。平成 20 年度から平成 22 年度末の 3 年間にかけて残高推移は毎年増加し、平成 23 年 3 月 31 日の基金残高は 1,621 億円となっている。

なお、次の表には含まれていないが、平成 23 年度中には原子力災害から県民の健康を守ることを目的とした県民健康管理基金など新たな基金の設置があり、平成 23 年度の 9 月補正後の基金残高は、3,799 億円と公表されている（「福島県の財政状況（平成 23 年 11 月）」）。

## 基金の状況（福島県）

（単位：千円）

基金の名称	所管	設置年度	H20年度末残高	H21年度末残高	H22年度末残高
<b>■ 積立基金</b>					
○ 主要基金					
財政調整基金	総務部	S39	5,654,916	5,752,326	6,124,928
減債基金	総務部	S62	13,102,618	15,197,617	13,125,933
<b>小計（主要基金計）</b>			<b>18,757,534</b>	<b>20,949,943</b>	<b>19,250,861</b>
○ その他積立基金					
社会福祉施設等整備基金	総務部	S41	1,548,673	28,486	5,028,486
減債基金（特別会計分）	総務部	H16	11,319,570	18,362,901	28,362,898
溪流魚等増殖基金	農林水産部	S39	188,767	186,531	184,159
発電用施設周辺地域振興基金	企画調整部	S56	3,308,046	2,850,920	3,136,950
会津鉄道運営助成基金	生活環境部	S62	265,735	266,218	266,418
災害救助基金	生活環境部	S22	940,371	940,588	974,324
環境保全基金	生活環境部	H元	402,979	402,978	403,027
ふれあい福祉基金	保健福祉部	H3	3,151,730	3,264,036	3,266,487
中山間ふるさと水と土保全基金	農林水産部	H5	650,363	648,610	642,888
森林整備担い手対策基金	農林水産部	H5	2,759,795	726,732	526,768
介護保険財政安定化基金	保健福祉部	H12	4,962,236	4,988,175	4,781,823
中山間地域等直接払交付金基金	農林水産部	H12	149,764	3,862	-
公共施設等維持補修基金	総務部	H13	502,982	503,896	503,896
森林整備地域活動支援交付金基金	農林水産部	H13	227,965	219,219	163,984
原子力防災対策等基金	総務部	H14	1,315,864	2,412,920	3,849,731
国民健康保険広域化等支援基金	保健福祉部	H14	642,766	349,750	360,348
緊急経済雇用対策基金	総務部	H14	1,521,337	1,524,100	1,524,100
産業廃棄物税基金	生活環境部	H18	403,349	369,217	427,977
森林環境基金	農林水産部	H18	-	200,392	71,927
障害者自立支援対策臨時特例基金	保健福祉部	H18	1,333,079	3,262,407	2,274,915
高等学校等奨学資金貸与基金	教育庁	H18	428,098	565,600	715,725
後期高齢者医療財政安定化基金	保健福祉部	H20	603,822	1,200,562	1,879,229
地域活性化及び生活対策基金	総務部	H20	2,427,755	6,048,671	9,332,986
消費者行政活性化基金	生活環境部	H20	295,980	270,515	193,243
安心こども基金	保健福祉部	H20	1,801,605	3,613,151	2,538,013
妊婦健康診査支援基金	保健福祉部	H20	1,198,886	930,795	697,994
ふるさと雇用再生特別基金	商工労働部	H20	5,969,948	4,377,423	2,258,572
緊急雇用創出基金	商工労働部	H20	3,371,948	11,935,107	9,722,489
森林整備加速化及び林業再生基金	農林水産部	H21	-	2,762,649	2,876,268
自殺対策緊急強化基金	保健福祉部	H21	-	157,268	119,844
介護職員処遇改善臨時特例基金	保健福祉部	H21	-	7,105,112	4,432,140
地球温暖化対策等推進基金	生活環境部	H21	-	840,135	417,110
災害拠点病院等耐震化臨時特例基金	保健福祉部	H21	-	2,475,350	2,478,458
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	保健福祉部	H21	-	1,937,299	1,476,623
小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金	保健福祉部	H21	-	3,970,761	3,607,870
高校生修学支援基金	総務部	H21	-	211,668	170,126
地域医療再生臨時特例基金	保健福祉部	H21	-	4,993,609	4,342,946
県民活動支援基金	企画調整部	H22	-	-	159,000
子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金	保健福祉部	H22	-	-	1,800,659
<b>小計（その他積立基金計）</b>			<b>51,693,413</b>	<b>94,907,613</b>	<b>105,970,401</b>
<b>積立基金合計</b>			<b>70,450,947</b>	<b>115,857,556</b>	<b>125,221,262</b>
<b>■ 定額運用基金</b>					
原子力発電所立地地域振興基金	総務部	S63	6,145,557	6,258,367	6,355,057
市町村振興基金	総務部	S39	19,837,761	19,198,837	18,964,403
土地取得基金	総務部	S44	6,309,830	6,317,798	6,321,258
難視聴地域解消基金	企画調整部	S44	150,000	150,000	150,000
企業立地資金貸付基金	商工労働部	S57	4,394,374	4,403,108	4,408,842
美術品等取得基金	教育庁	S54	724,920	724,920	724,920
<b>定額運用基金合計</b>			<b>37,562,442</b>	<b>37,053,030</b>	<b>36,924,480</b>
<b>知事部局所管基金総計</b>			<b>108,013,389</b>	<b>152,910,586</b>	<b>162,145,742</b>

（注）網掛け部分が今回の監査対象基金である

(2) 監査対象基金の過去の残高推移

今回、包括外部監査の対象とした基金は以下の19の基金である。このうち、定額運用基金は6基金であり、積立基金は13基金である。福島県の特徴としては、従来、発電所立地県であることから、原発や発電に関連する基金が多く設置されており、以下の中にも発電用施設が立地することによる財源措置に基づいて設置された基金が4つ含まれる。

- ・原子力防災対策等基金
- ・原子力発電所立地地域振興基金
- ・発電用施設周辺地域振興基金
- ・企業立地資金貸付基金

監査対象基金

(単位:百万円)

No.	基金名称	基金の種類	設置年度	H18年度末 残高	H19年度末 残高	H20年度末 残高	H21年度末 残高	H22年度増減		H22年度末 残高
								積立額	取崩額	
1	財政調整基金	積立基金	S39	4,783	4,366	5,654	5,752	1,303	931	6,124
2	減債基金(一般会計分)	積立基金	S62	28,568	15,581	13,102	15,197	4,016	6,087	13,125
	減債基金(特別会計分)	積立基金	H16	60	3,659	11,319	18,362	13,999	4,000	28,362
3	社会福祉施設等整備基金	積立基金	S41	1,021	4,254	1,548	28	5,000	0	5,028
4	公共施設等維持補修基金	積立基金	H13	1,510	501	502	503	0	0	503
5	原子力防災対策等基金	積立基金	H14	256	1,025	1,315	2,412	4,704	3,267	3,849
6	緊急経済雇用対策基金	積立基金	H14	1,510	1,515	1,521	1,524	0	0	1,524
7	地域活性化及び生活対策基金	積立基金	H20	-	-	2,427	6,048	3,807	522	9,332
8	高校生修学支援基金	積立基金	H21	-	-	-	211	0	41	170
9	土地取得基金	定額運用基金	S44	7,218	6,295	6,309	6,317	3	0	6,321
10	原子力発電所立地地域振興基金	定額運用基金	S63	7,355	7,454	6,145	6,258	96	0	6,355
11	市町村振興基金	定額運用基金	S39	22,271	20,897	19,837	19,198	96	331	18,964
12	難視聴地域解消基金	定額運用基金	S44	150	150	150	150	0	0	150
13	発電用施設周辺地域振興基金	積立基金	S56	985	2,315	3,308	2,850	1,588	1,302	3,136
14	県民活動支援基金	積立基金	H22	-	-	-	-	159	-	159
15	企業立地資金貸付基金	定額運用基金	S57	4,361	4,377	4,394	4,403	5	0	4,408
16	ふるさと雇用再生特別基金	積立基金	H20	-	-	5,969	4,377	1	2,120	2,258
17	緊急雇用創出基金	積立基金	H20	-	-	3,371	11,935	4,170	6,383	9,722
18	美術品等取得基金	定額運用基金	S54	724	724	724	724	0	0	724
19	高等学校等奨学資金貸与基金	積立基金	H18	154	292	428	565	150	0	715
監査対象基金合計				80,934	73,412	88,034	106,824	39,104	24,988	120,940

(注) 単位未満の金額は切り捨てて記載している。